

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(NPO活動促進室)	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(同)	一
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	二
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	(同)	三
○生活保護法による指定介護機関の指定	(同)	三
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	六
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	六
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	六
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	六
○道路の供用開始	(道路課)	七
○土地区画整理組合の解散の認可	(都市計画課)	七
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	(会計課)	七

告 示

○宮城県告示第二十二号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

一 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みんしん

1 代表者の氏名 小野寺 寛一

2 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区榴岡五丁目三番一・三〇三号

3 定款に記載された目的 この法人は、経済活動を行う中小企業・団体・個人に対し、国民の義務である納税の意識を高めるため確定申告の推進と税金の学習に関する事業を行い、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

4 申請のあった年月日 平成十九年十二月二十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 仙南広域工業会

1 代表者の氏名 白幡 洋一

2 主たる事務所の所在地 柴田郡柴田町船岡新栄五丁目十二番地九

3 定款に記載された目的 この法人は、仙南地域における製造業及び工業関連産業等地域産業界が一体となり基盤強化を図ることにより地域の活性化及び明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

4 申請のあった年月日 平成十九年十二月二十六日

三 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人水守の郷・七ヶ宿

1 代表者の氏名 海藤 節生

2 主たる事務所の所在地 宮城県刈田郡七ヶ宿町字根添二十六番地一

3 定款に記載された目的 この法人は、七ヶ宿タムの利水地域住民百八十三万人の人々に対して、水源地七ヶ宿の役割と魅力を伝え、地域の自然と人を守り育てる事業を行うことにより、水という関わりの中でつながった地域の持続可能な未来づくりに寄与することを目的とする。

4 申請のあった年月日 平成十九年十二月二十八日

四 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 みやぎ環境の未来

1 代表者の氏名 櫻中 良壽

2 主たる事務所の所在地 柴田郡大河原町字新南百六十五番地七

3 定款に記載された目的 この法人は、未来の世代に対し良好な自然及び社会環境を遺すため、地球温暖化対策及び少子高齢化対策に関する事業を行い、持続可能な社会の先進地域形成に寄与することを目的とする。

4 申請のあった年月日 平成十九年十二月二十八日

○宮城県告示第二十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動

1 申請のあった年月日 平成十九年十二月二十八日

2 主たる事務所の所在地 柴田郡大河原町字新南百六十五番地七

3 定款に記載された目的 この法人は、未来の世代に対し良好な自然及び社会環境を遺すため、地球温暖化対策及び少子高齢化対策に関する事業を行い、持続可能な社会の先進地域形成に寄与することを目的とする。

4 申請のあった年月日 平成十九年十二月二十八日

○宮城県告示第二十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動

1 申請のあった年月日 平成十九年十二月二十八日

2 主たる事務所の所在地 柴田郡大河原町字新南百六十五番地七

3 定款に記載された目的 この法人は、未来の世代に対し良好な自然及び社会環境を遺すため、地球温暖化対策及び少子高齢化対策に関する事業を行い、持続可能な社会の先進地域形成に寄与することを目的とする。

4 申請のあった年月日 平成十九年十二月二十八日

○宮城県告示第二十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動

法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人グルーブゆう

一 代表者の氏名 中村 祥子

二 主たる事務所の所在地 仙台市泉区南中山二丁目二番三号南中山プラザ内

三 定款に記載された目的 本会は、高齢者や障害者等の自立を支援する食事サービス事業や在宅介護サービス事業、またそれを推進する為のネットワーク作り等を実施することによって、高齢になっても障害を持っても地域で安心して自分らしく生き続けることのできる地域社会の実現を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成十九年十二月二十五日

○宮城県告示第二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
つくし薬局大橋店	石巻市大橋三・二・十五	株式会社ワークイン	平成十九年十一月一日
いしのまき矢吹ク リニック	石巻市大橋三・二・七	矢吹 法孝	平成十九年十一月一日
ノーブルデンタル オフィス	塩釜市海岸通十五・百イオン タウン塩釜シヨツピングセンタ 11F	三浦 浩輝	平成十九年十一月一日
優歯科医院	名取市増田二・三・三十九ア ンソレイユ名取1F	金 鉉哲（泉 哲）	平成十九年七月九日
エアリ内科・循環 器科	名取市増田字関下四百六十一 イヤモンドシティ・エアリーF	佐々木 英彦	平成十九年八月二十四 日
フクロウ調剤薬局	名取市増田字柳田六百一	株式会社フクロ ウ調剤薬局	平成十九年九月二十六 日
せきのした総合ク リニック	名取市増田字柳田六百一	川村 義宏	平成十九年十月一日

あいのもりクリ
ニック

名取市愛の杜一・二・一

医療法人ライヴ
ズ

平成十九年十一月一日

愛の杜めぐみ薬局

名取市愛の杜一・二・七

有限会社たけや
ま

平成十九年十一月一日

桜木薬局

多賀城市桜木二・一・五

株式会社ヘルス
マート

平成十九年十月一日

栗原市立鶯沢診療
所

栗原市鶯沢南郷広面三十八・一

栗原市長

平成十九年四月一日

医療法人社団仙石
病院

東松島市赤井字台五十三・七

医療法人社団仙
石病院

平成十九年十月一日

ウィメンズクリ
ニック利府

宮城郡利府町澤乙字寺下三十二
・一

医療法人社団俊
仁会

平成十九年十月一日

プラス調剤薬局
七ヶ浜店

宮城郡七ヶ浜町境山一・二百九
・十二

株式会社ヘルス
マート

平成十九年十月一日

ウィズ薬局

黒川郡大和町吉岡字上道下四十
・一

有限会社シーガ
ルウィズ薬局

平成十九年十月一日

よこつち歯科クリ
ニック

遠田郡涌谷町字渋江百九十四・
一他

横内 裕之

平成十九年十月一日

さとう公整形外科

加美郡加美町字町裏二百十二・
一

佐藤 公尊

平成十九年十月三日

○宮城県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	開 設 者	廃 止 年 月 日
堺小児科医院	石巻市中央一・十三・十	堺 一男	平成十九年九月三十日
佐藤耳鼻咽喉科医 院	気仙沼市南郷五・四	佐藤 槐三	平成十九年六月二十日
佐藤医院	気仙沼市唐桑町馬場百七十一・ 五	佐藤 千明	平成十九年十月三十一 日
桜木薬局	多賀城市桜木二・一・五	株式会社プラス メディカル	平成十九年九月三十日
大友胃腸科内科医 院	多賀城市桜木二・八・五十一	大友 喜佐雄	平成十九年十一月一日

内科小児科高橋医 院	栗原市高清水桜丁百四十四	高橋 努	平成十九年八月三日
栗原市立鷺沢診療 所	栗原市鷺沢南郷下久保二十一	栗原市長	平成十九年三月三十一 日
仙石病院	東松島市赤井字台五十三・七	神部 廣一	平成十九年九月三十日
ツイメンズクリニ ック利府	宮城郡利府町一・二百十一・二	医療法人社団俊 仁会	平成十九年九月三十日
プラス調剤薬局七 ヶ浜店	宮城郡七ヶ浜町境山一・二百九 十二	株式会社プラス メディカル	平成十九年九月三十日

○宮城県告示第二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	変更年月日
-----	-------	-------

変更前	宮町薬局	塩釜市宮町四・十二	平成十九年十一月一日
変更後		塩釜市宮町三・十八	
変更前	さくら薬局ダイヤモン ドシティ名取店	名取市増田字関下四百六十一 区一画地・二万二千五百十一	平成十九年十月一日
変更後	さくら薬局名取店		
変更前	鹿島台中央眼科	大崎市鹿島台木間塚字小谷地三百八 十三・五	平成十九年九月十日
変更後	かしまだい中央眼科		

○宮城県告示第二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ケアサポートあつたかい	白石市郡山字観音崎百五十二番地	有限会社ケアサポートあつ たかい	白石市郡山字観音崎百五十二番地	平成十九年九月一日
訪問介護ステーションハウス・ク ル	栗原市金成末野台下三十一・一	医療法人一秀会	栗原市金成末野台下三十一・一	平成十九年八月一日
ふれあい訪問サービス	柴田郡大河原町住吉町四・一	株式会社かぎろひ	名取市小山三丁目十・十二	平成十九年十月十五日

二 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
マリーン調剤薬局角田店	角田市角田字田町百二十八・二	株式会社アクア	仙台市青葉区一番町三丁目五・十六	平成十九年十月二十六日
マリーン調剤薬局上桜木店	黒川郡富谷町上桜木二・一・七	株式会社アクア	仙台市青葉区一番町三丁目五・十六	平成十九年十月五日

三 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
--------	---------	--------	---------	-------

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
あんディ・ケアサービス	登米市迫町佐沼字中江五丁目十一番十七号	有限会社ネオビジョン	神奈川県相模原市田名塩田三丁目二番四十七号	平成十九年八月二十三日
デイサービスセンター穂波	大崎市古川稲葉字千苅町十六番地	株式会社アルプスビジネス クリエーション宮城	大崎市古川中里六丁目三番三十六号	平成十九年八月三十日
スキップデイサービスセンター	大崎市田尻通木字中崎東十番地一	社会福祉法人田尻福祉会	大崎市田尻通木字中崎東二十四番地の二	平成十九年九月一日
大貫デイサービスセンター	大崎市田尻大貫字境三十六番地一	社会福祉法人田尻福祉会	大崎市田尻通木字中崎東二十四番地の二	平成十九年九月一日
デイサービス松島マミーホーム	宮城県松島町松島東浜四番地	有限会社マミーホーム	宮城県松島町松島東浜四番地	平成十九年九月六日

四 認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
あいわグループホーム	石巻市渡波字新沼百七十八	現世物産興業株式会社	石巻市南光町一丁目四・六	平成十九年九月五日

五 居宅介護支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ケアサポートあつたかい	白石市郡山字観音崎百五十二番地	有限会社ケアサポートあつたかい	白石市郡山字観音崎百五十二番地	平成十九年九月一日
医療法人本多友愛会はくあい居宅介護支援事業所	角田市角田字牛館十六番地	医療法人本多友愛会	角田市角田字牛館十六番地	平成十九年十月三十日
居宅介護支援事業所にこトピア加美	加美郡加美町裏八番七十番一	株式会社サンメディックス	仙台市宮城野区榴岡二丁目四・十九	平成十九年七月二十三日

六 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
あおぞらヘルパーステーション	石巻市丸井戸三丁目十七番十八号	特定非営利活動法人あおぞら	石巻市丸井戸三丁目十七番十八号	平成十九年十月十五日
クリスタル介護センター石巻	石巻市双葉町三番二十二・二二二	株式会社クリスタル介護センター	東京都中野区弥生町五丁目二十番七号	平成十九年十月二十二日
有限会社泉沢介護支援サービス	塩竈市泉沢町十七番十五号	有限会社泉沢介護支援サービス	塩竈市泉沢町十七番十五号	平成十九年九月十一日

七 介護予防居宅療養管理指導

訪問介護ステーションハウス・クルー	栗原市金成末野台下三十一・一	医療法人一秀会	栗原市金成末野台下三十一・一	平成十九年八月一日
あつたか訪問介護事業所	大崎市古川中里三丁目三番三十二号	有限会社まごころ	大崎市古川中里三丁目三番三十二号	平成十九年七月一日
ふれあい訪問サービス	柴田郡大河原町住吉町四・一	株式会社かぎろひ	名取市小山三丁目十・十二	平成十九年十月十五日

八 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
マリーン調剤薬局角田店	角田市角田字田町百二十八・二	株式会社アクア	仙台市青葉区一番町三丁目五・十六	平成十九年十月二十六日
マリーン調剤薬局上桜木店	黒川郡富谷町上桜木二・一・七	株式会社アクア	仙台市青葉区一番町三丁目五・十六	平成十九年十月五日
マリーン調剤薬局新富谷店	黒川郡富谷町成田四・一・十	株式会社アクア	仙台市青葉区一番町三丁目五・十六	平成十九年十月五日

九 介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスあんしん館	気仙沼市九条五百七十九番地の一	有限会社ファースト・ケア	気仙沼市常葉二百三番地の二	平成十九年十月一日
あんディ・ケアサービス	登米市迫町佐沼字中江五丁目十一番十七号	有限会社ネオビジョン	神奈川県相模原市田名塩田三丁目二番四十七号	平成十九年八月二十三日
スキップデイサービスセンター	大崎市田尻通木字中崎東十番地一	社会福祉法人田尻福祉会	大崎市田尻通木字中崎東二十四番地の二	平成十九年九月一日
大貫デイサービスセンター	大崎市田尻大貫字境三十六番地一	社会福祉法人田尻福祉会	大崎市田尻通木字中崎東二十四番地の二	平成十九年九月一日
デイサービス松島マミーホーム	宮城県松島町松島東浜四番地	有限会社マミーホーム	宮城県松島町松島東浜四番地	平成十九年九月六日

十 地域包括支援センター

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
あいわグループホーム	石巻市渡波字新沼百七十八	現世物産興業株式会社	石巻市南光町一丁目四・六	平成十九年九月五日

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
塩竈市北部地区地域包括支援センター	塩竈市北浜四丁目六番五十二号	社会福祉法人塩竈市社会福祉協議会	塩竈市北浜四丁目六番五十二号	平成十九年九月一日

○宮城県告示第二十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により告示する。

平成二十年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指定年月日	指 定 期 間
しんえい薬局	柴田郡柴田町船岡新栄三丁目十九・二	平成二十年一月一日	平成二十年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
菅野薬局	白石市本町九十七	平成二十年一月一日	平成二十年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

○宮城県告示第二十九号

県営上区東部地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年一月十五日から平成二十年二月十二日まで

三 縦覧場所

美里町役場、美里町南郷総合支所

○宮城県告示第三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

宮城郡七ヶ浜町東宮浜字左道二八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び七ヶ浜町役場（産業課）に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市栗駒沼倉似仙三七の一、三七の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所（農林振興課）に備え置いて縦覧に供する。（

○宮城県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年一月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県登米土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
県 道	涌谷津山線	登米市津山町柳津字谷木二九三番四地先から 同市津山町柳津字大土無番地先まで	平成二十年 一月十七日

○宮城県告示第三十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第四十五条第一項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

小牛田町小牛田駅東部土地区画整理組合

二 事務所所在地

遠田郡美里町北浦字駒米十三番地

三 解散事由

事業の完成

四 解散認可の年月日

平成二十年一月九日

○宮城県告示第三十四号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表杜の都信用金庫の項中

中央支店 二 仙台市宮城野区鉄砲町百九十一番地の を

中央支店 仙台市青葉区中央一丁目六番二十八号 に改める。

附 則

この告示は、平成二十年一月十五日から施行する。